

議題（２）

白井市公立小中学校における食物アレルギー対応の基本方針等の策定について

学校生活における食物アレルギー対応について次のとおり策定する。

１．食物アレルギー対応の基本方針（H29年度作成、H30年度運用）

教育委員会の食物アレルギー対応の基本方針を作成する。

- ①名称(案) 白井市公立小中学校における食物アレルギー対応の基本方針
- ②内 容 教育委員会の方針をまとめたもの、具体的には次の事項を記載
 - ・食物アレルギー対応の原則
 - ・対象児童生徒
 - ・保護者及び学校の役割
 - ・学校給食の提供について
 - ・学校給食以外の対応について
- ③方針(案) P8～10に記載

２．学校給食における食物アレルギー対応手引きの作成

(H30年度作成、H31年度運用)

新たな共同調理場及び桜台小中学校調理場において提供するアレルギー対応食の具体的な提供方法に関する手引きを作成する。

- ①名称(案) 白井市学校給食における食物アレルギー対応の手引き
- ②内 容 食物アレルギー対応を行う児童生徒の決定や調理の内容、配送・配膳等の方法について記載したもの
- ③手引き(案) 現在は未策定

白井市公立小中学校における食物アレルギー対応の基本方針（案）

平成30年〇月

はじめに

学校におけるアレルギー疾患に対する取り組みについては、文部科学省監修の下、平成20年3月に（財）日本学校保健会が発行した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」が示されている。

学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインでは、すべての児童生徒が安心して学校生活を送ることのできる環境作りを目指して、アレルギー疾患の特徴や学校生活上の留意点について示されており、本市の小中学校においてもこのガイドラインに沿った取り組みを行っている。

特に食物アレルギーについては、学校生活において、学校給食の他にも、食物・食材を扱う活動、宿泊を伴う校外活動等、食に関わる様々な活動がある。

このような中、市では平成31年度に新たな学校給食共同調理場を整備し、併せてアレルギー原因の物質の混入を防ぐ「アレルギー除去調理室」を設けることから、学校給食共同調理場の配送校においては、限定的ではありますが、安全で安心な食物アレルギー対応食の提供が可能となる。

一方、自校方式の桜台小学校・中学校では、アレルギー除去調理室がないことなどから、食物アレルギー対応食の提供が困難な状況となっている。

これらのことから、教育委員会では、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう「白井市公立小中学校における食物アレルギー対応の基本方針」を定め取り組むこととする。

1. 食物アレルギー対応の原則

教育委員会各機関は相互に連携し、児童生徒の安全を最優先とし、取り組むものとする。
なお、参考とするガイドライン等は次のとおり。

- ・文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針」
- ・（財）日本学校保健会「学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン」
- ・千葉県教育委員会「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」

2. 対象児童及び生徒

食物アレルギーがあり、学校生活において注意・配慮が必要な児童生徒
ただし、医師の診断があることを原則とする。

3. 保護者及び学校の役割

（１）保護者の役割

学校生活において注意・配慮を必要とする児童生徒の保護者は、医師が必要事項を記

議題（２）

載した「学校生活管理指導表（食物アレルギー疾患用）」を学校に提出し、総合的に活用できるようにする。

（２）学校の役割

- ①学校は「学校生活管理指導表（食物アレルギー疾患用）」に基づいて保護者と協議し、児童生徒の個々に応じたきめ細かい配慮と周知を図ることとする。
- ②学校は、管理職を中心に「校内食物アレルギー対応委員会」を設け、組織的に対応できるようにする。
- ③学校は、状況に応じた「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」を作成し、救急搬送を含めた医療機関との連携についても、周知徹底を図るとともに活用できるようにする。

４ 学校給食の提供について

各調理場の施設や設備、環境、児童生徒の状況等の実情を踏まえ、保護者と協議し、児童生徒の安全が確保されることが確認できた場合は、次の「食物アレルギー対応食提供レベル表」で示す対応レベルを決定するものとする。

レベル４については実施しないものとするとともに、**医師の診断が無い児童生徒及び児童生徒の安全が確保されない場合は、レベル３の対応も実施しないものとする。**

なお、牛乳については、食物アレルギーの他、体質などにより停止を希望する児童生徒がいることから、保護者との協議により停止するものとする。

（１）学校給食共同調理場

- ①平成３１年８月まではレベル１又はレベル２とする。
- ②平成３１年９月からはレベル１、レベル２又はレベル３とする。

ただし、レベル３の除去食品は卵と乳とする。（１献立）

（２）桜台小中学校調理場

レベル１又はレベル２の対応を基本とし、調理施設及び設備並びに献立等によりレベル３の対応を実施する。

ただし、除去食品は卵とする。

食物アレルギー対応食提供レベル表

対応レベル	対 応	内 容 及 び 対 応 例
レベル１	詳細な献立表対応	給食献立の原材料名を 記載した献立表を学校や保護者が閲覧できるようにする。
レベル２	弁当対応	○一部弁当対応 除去対応において提供が困難な場合、その献立に対してのみ部分的に家庭から弁当持参とする。 ○完全弁当対応

議題（2）

		食物アレルギー対応が困難なため、すべて家庭から弁当持参とする。
レベル3	除去食対応	原因食物を給食から除いて提供する。
レベル4	代替食対応	除去した食物に対しての何らかの代替をし、なおかつ献立の栄養量を考慮した完全な給食を提供する。

5. 学校給食以外の対応について

- (1) 学校生活管理指導表（食物アレルギー疾患用）に記載された医師の指示を基に、学校における対応について管理職、教職員、保護者、関係施設や関係者等と情報交換を図り、十分な協議を行うように努める。
- (2) 食物アレルギーによるアナフィラキシー症状等の緊急時対応に備えた校内研修の充実を図るとともに、アドレナリン自己注射薬（エピペン®）の法的解釈や取扱いについての研修に計画的に取り組むよう努めることとする。

参考手持ちメモ

校長会及び養護教諭部会からの主な意見及びその回答

意見	回答
<p>1</p> <p>方針（案）では対象児童を「食物アレルギー対応を希望する者」とあるが、希望しなくても対象とすべき児童がいた場合はどうするのか？</p> <p>また、医師の診断が出ない場合はどうするのか？</p>	<p>対象とする児童生徒を「食物アレルギーがあり、学校生活において注意・配慮が必要な児童生徒」とする。</p> <p>また、医師の診断は原則とする。（必須とはしない。）</p> <p>ただし、学校給食において除去食を希望する場合は、医師の診断を必須とする。</p>
<p>2</p> <p>牛乳の停止については、すでに保護者に対し、希望をとっており、医師の診断については依頼していない。整合が図れないがどうか？</p>	<p>牛乳停止については、体質や放射能から停止している例もあるため、単に保護者との協議で停止可能とする旨、追記する。（医師の診断は不要）</p>
<p>3</p> <p>レベル1の詳細な献立とはどの程度のものか？</p> <p>またどのように周知するのか？</p>	<p>千葉県ガイドラインと同程度の内容について、HPで公開していく。</p> <p>加工品の食材については、これまで給食センターのみで閲覧可能であったが、各学校に配布できるか食品会社に確認する。</p> <p>記載内容を変更する。</p>
<p>4</p> <p>3月初旬の決定では、新年度から対応できない部分があるがどうか？</p>	<p>これまでも各学校では、児童生徒の安全のための取り組みを行ってきているので、その取り組みを継続的に行って頂き、学校の準備が整い次第、順次実施して頂きたい。</p>